

障害福祉サービス事業者 様

石川県健康福祉部障害保健福祉課長
(公 印 省 略)

障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金に係る実績報告書の提出について

平素より、障害保健福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記補助金については、実施要綱において、障害福祉サービス事業者は県知事に対して実績報告書の提出を行うこととされております。

スケジュールについては、令和 8 年 1 月 2 6 日付け障福第 2 1 9 2 号にて通知しておりますが、今回の案内は、スケジュール①の実績報告書の提出についてお知らせします。該当の事業者は下記のとおり、期日までに提出くださいますようお願いいたします。

記

1 対象事業者

スケジュール①を選択し、3月末に補助金の交付を受けた事業所等

2 報告様式・提出方法

別紙様式 3（エクセルファイル）を電子メールでご提出ください。

〔基本情報入力〕〔別紙様式 3-1〕〔別紙様式 3-2〕シートを入力

○メール件名は「【障害：法人名】障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業補助金実績報告書の提出について」、ファイル名は「【障害：法人名】別紙様式 3（補助金実績報告書）」としてください。

※法人名の部分は貴法人名に置き換えてください。

3 提出先

石川県職場環境改善等補助金事務局（委託先：株式会社 J T B 金沢支店）

電子メール：ishikawa-kaigo@bsec.jp

※当課・金沢市障害福祉課に提出できません。（処遇改善加算の実績報告ではありません。）

4 報告期日

令和 8 年 4 月 3 0 日（木）

5 留意事項等

- （１）申請時に、誓約により要件を満たすこととした事項については、実績報告書の提出時点で実施等が確認されない場合には、補助金要件を満たさないとして、補助金額を返

還していただくことになります。

- (2) 当該補助金の実績額については、3月19日頃に、石川県国民健康保険団体連合会から送付された「支払額通知書」に記載されています。当該通知書をご確認のうえ、実績報告書を作成してください。
- (3) 記載内容の根拠となる資料については提出を要しませんが、求めがあった場合には速やかに提出できるよう、適切に保管してください。
- (4) スケジュール②及び③を選択した業者の実績報告については、別途案内します。

6 お問い合わせ

- (1) 実績報告書の作成方法等について

石川県介護・障害福祉賃上げ等支援金事務局（(株) JTB 金沢支店運営）

電話番号：076-255-1734

受付時間：9：00～17：00（土日祝除く）

- (2) 補助金の制度に関する質問等について

福祉・介護職員処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター

電話番号：050-3733-0230

受付時間：9：00～18：00（土日含む）

（事務担当）

石川県健康福祉部障害保健福祉課
企画推進グループ・自立支援グループ

TEL: 076-225-1428